

# 兵庫県

## 本県における地域移行・ 地域定着支援の取組について

兵庫県では・・・

精神障害者ピアサポートを活用した地域移行、地域定着支援に取り組んでいます。  
地域移行に関する連携会議を全ての障害保健福祉圏域において実施しています。

## 1 県又は政令市の基礎情報

### 兵庫県



### 取組内容

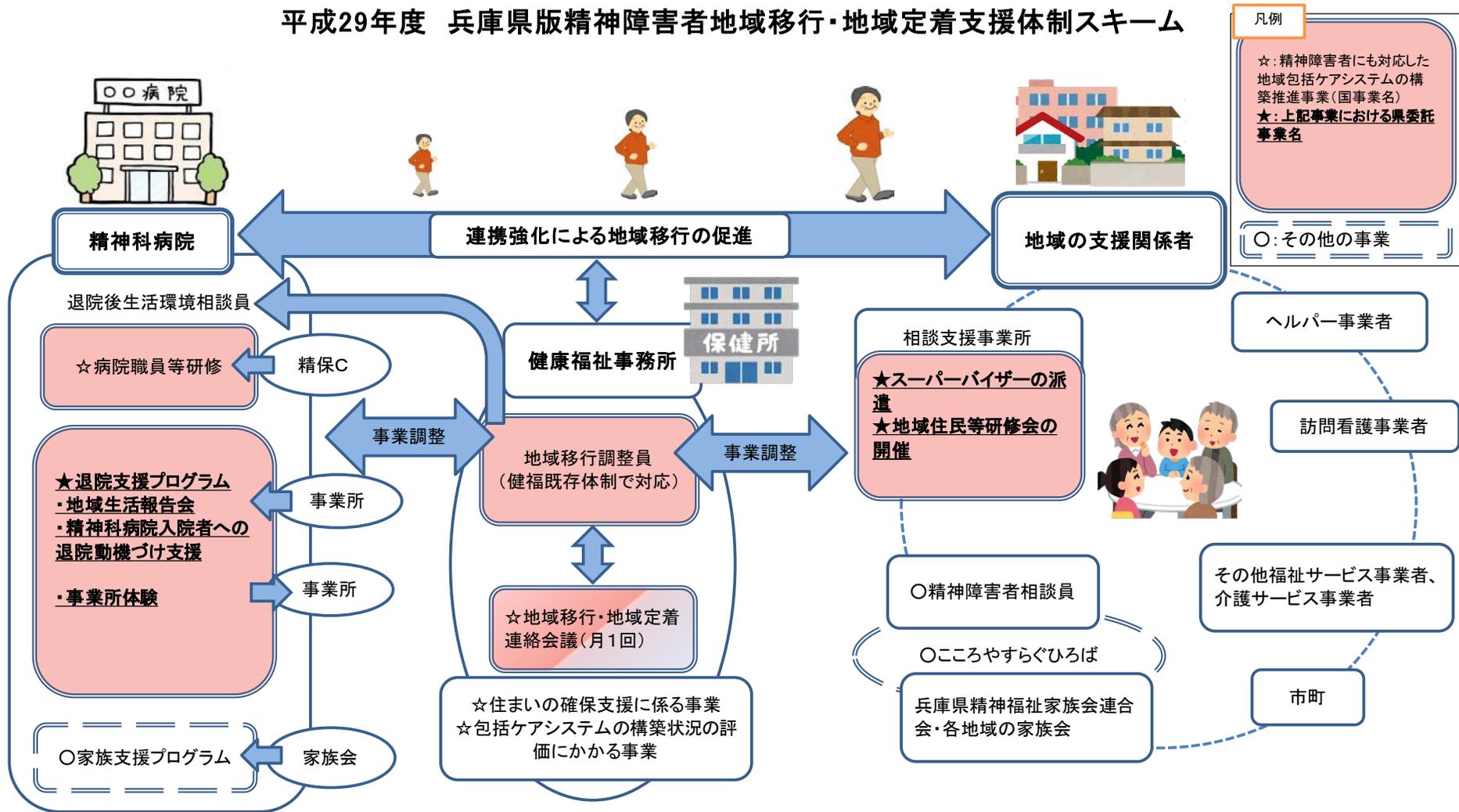
- ピアサポーターの養成
- 障害福祉サービス事業所等の拡充、育成
- ピアサポートを活用した地域移行支援
- 保健所を中心とした連携体制の整備

### 基本情報（政令市である神戸市除く）

障害保健福祉圏域数（H29年1月末）	9カ所		
市町村数（H29年1月末）	40市町		
人口（H29年5月1日）	3,973,839人		
精神科病院の数（H29年1月末）	29病院		
精神科病床数（H28年6月末）	7,984床		
入院精神障害者数（H28年6月末）	3か月未満：1,440人（19.8%）		
	3か月以上1年未満：1,182人（16.2%）		
	1年以上：4,645人（64%）		
	うち65歳未満：2,005人	うち65歳以上：2,640人	
退院率（H28年6月末）	入院後3か月時点：50.5%		
	入院後6か月時点：79.5%		
	入院後1年時点：87.8%		
相談支援事業所数（H29年4月末）	基幹相談支援センター：7		
	一般相談事業所数：100		
	特定相談事業所数：299		
障害福祉サービスの利用状況（H29年3月）	地域移行支援サービス：62人		
	地域定着支援サービス：114人		
保健所（H29年1月末）	16カ所（県13、中核市3）		
（自立支援）協議会の開催頻度（H28年度）	1回/年		
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の有無と数	都道府県	有・無	0カ所
	障害保健福祉圏域	有・無	9カ所
	市町村	有・無	14カ所
精神保健福祉審議会（H29年1月末）	1回/年、委員数30人		
※障害福祉審議会として一括実施			

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

平成29年度 兵庫県版精神障害者地域移行・地域定着支援体制スキーム



※上記スキームは構築推進事業実施圏域にて実施

3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組む市・圏域（例）

関係機関の役割		
市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場	協議体の名称 設置根拠	(新温泉町の場合)新温泉町障がい者自立支援協議会全体会（総合支援法第89条の3） 運営会議/実務者会議(街づくり部会・こども支援部会)
	協議の内容	地域活動支援センターの充実について/通院、買物等の移動支援について/当事者による座談会の開催/GH等住まいの確保
	協議の結果としての成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護員等への精神疾患理解等研修</li> <li>・地域活動支援センターの充実支援</li> <li>・ピアサポーターの参画した座談会の企画</li> <li>・住まい、地活センターの場所（物件）の検討</li> </ul>
障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場	協議体の名称 設置根拠	(但馬圏域の場合) 1 精神障害者地域移行・地域定着推進協議会（但馬圏域精神障害者地域移行・地域定着推進協議会開催要綱） 2 精神障害者地域移行・地域定着戦略会議（精神障害者地域移行・地域定着戦略会議実施要領）
	協議の内容	1 圏域内の事業推進方針の決定(各機関の役割分担と連携の確認、共有/具体的な目標の設定) 2 個別患者の情報を関係者で共有(個別支援方策の検討/各機関の進捗状況を共有/ピアサポーターの活動把握)
	協議の結果としての成果	1 医療機関：地域移行事業対象者を選出/入院患者に対し積極的な地域移行支援 2 相談支援事業所：ピアサポーターの養成、雇用/ピアサポーターを活用した支援活動の拡充 3 市町：精神障害者に対応する相談支援員の確保/住居等在宅生活支援の体制整備
都道府県ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場	協議体の名称 設置根拠	兵庫県障害者自立支援連絡協議会相談支援部会（総合支援法第89条の3）
	協議の内容	障害分野の各相談支援分野において中心を担っている事業所等から構成(相談支援・権利擁護関連事業の状況、相談支援体制の構築・充実に向けた課題、障害者差別解消法施行後の状況 等)
	協議の結果としての成果	地域課題の共有

## 4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

地域移行・地域定着支援事業実施状況				
年度	圏域	事業概要(実施事業所)	主な委託事業の内容	健福
15	淡路	淡路精神障害者生活支援センター	退院訓練、協議会	
16	北播磨、但馬、丹波	精神科病院、健康福祉事務所	退院訓練	協議会
17	事業実施無し			
18	神戸	神戸市に委託 (社会福祉法人ヨハネ会に再委託)	退院訓練、協議会、運営委員会	
19	神戸、阪神南、東播磨、中播磨、西播磨	指定相談支援事業所(9事業所)に委託	退院訓練、協議会、地域住民研修	
20	神戸、阪神南、東播磨、中播磨、西播磨	指定相談支援事業所(9事業所)に委託	退院訓練、協議会、地域住民研修、地域生活報告会	地域体制整備コーディネーター
21	神戸、阪神南、東播磨、西播磨、丹波	指定相談支援事業所(10事業所)に委託	同上	同上
22	神戸、阪神南、阪神北、東播磨、中播磨、西播磨、淡路、丹波	指定相談支援事業所(10事業所)に委託	同上	同上
23	阪神南、阪神北、東播磨、北播磨、中播磨、西播磨、丹波	指定相談支援事業所(9事業所)に委託	退院訓練、協議会、地域住民研修、地域生活報告会、ピアサポーター活用	同上
24	阪神南、阪神北、東播磨、北播磨、中播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路(神戸市除く全県域)	指定相談支援事業所(10事業所)に委託	協議会開催、地域生活報告会、地域住民研修、ピアサポーター養成・活用	同上
25	同上	指定相談支援事業所(9事業所)に委託	同上 ※上記の他、洲本健福祉での事業としてピアサポーターをモデル雇用	
26	阪神南、阪神北、東播磨、北播磨、西播磨、但馬、淡路(神戸市除く)	指定相談支援事業所(9事業所)に委託	協議会開催、地域住民研修、ピアサポーター雇用	
27	神戸、阪神南、阪神北、北播磨、西播磨、但馬、淡路	県精神保健福祉センター、兵庫県精神科病院協会、相談支援事業所(延べ15事業所)に委託	退院支援関係者研修、地域住民研修、ピアサポータースキルアップ研修、事業所養成	協議会
28	北播磨、但馬、淡路	指定相談支援事業所(4事業所)に委託	退院支援プログラム、スーパーバイザーの派遣、地域住民研修	協議会
		精神保健福祉センター	精神科病院職員等研修	
29 (予定)	阪神南、東播磨、但馬	指定相談支援事業所(但馬地域)に委託	退院支援プログラム、スーパーバイザーの派遣、地域住民研修	協議会、住まいの確保支援、構築状況の評価
		精神保健福祉センター	精神科病院職員等研修	

## 5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組における強みと課題

### 特徴(強み)

1. 県内全圏域において地域移行地域定着に関する連携会議を開催し、連携体制構築に取り組んでいる
2. ピアサポートを活用した地域移行支援、地域定着支援に積極的に取り組んでいる

### 課題

1. 地域移行支援、地域定着支援を推進するための地域毎の連携体制に差がある
2. ピアサポーター養成、活用状況、活動の場(仕事量)に地域差がある
3. 県全体の精神障害者の地域移行等に特化した協議の場が未設置である

## 6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた指標の推移

NO	指標	平成26年度	平成27年度	平成28年度
①	1年以上の精神科病院在院患者数(人) (各年6月30日現在)	4,859	4,794	4,645
②	各年度 地域移行支援利用者数(実人数)(人)	25	20	62
③	②のうち、退院した者の数(実人数)(人)	-	-	-
④	ピアサポーターの養成者数(実人数)(人)	17(延べ)	102(延べ)	104(実)
⑤	④のうち、活動している者の数(実人数)(人)	-	59	94

## 【記入上の留意点】

- ③について ※利用年度の翌年度以降に退院した者については、利用年度に計上して下さい。  
※退院後に再入院となった者については、退院した者(1人)として計上して下さい。
- ⑤について ※養成年度以降に、実際の活動を開始した者については、養成年度へ計上して下さい。

## 6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた平成29年度の取組スケジュール

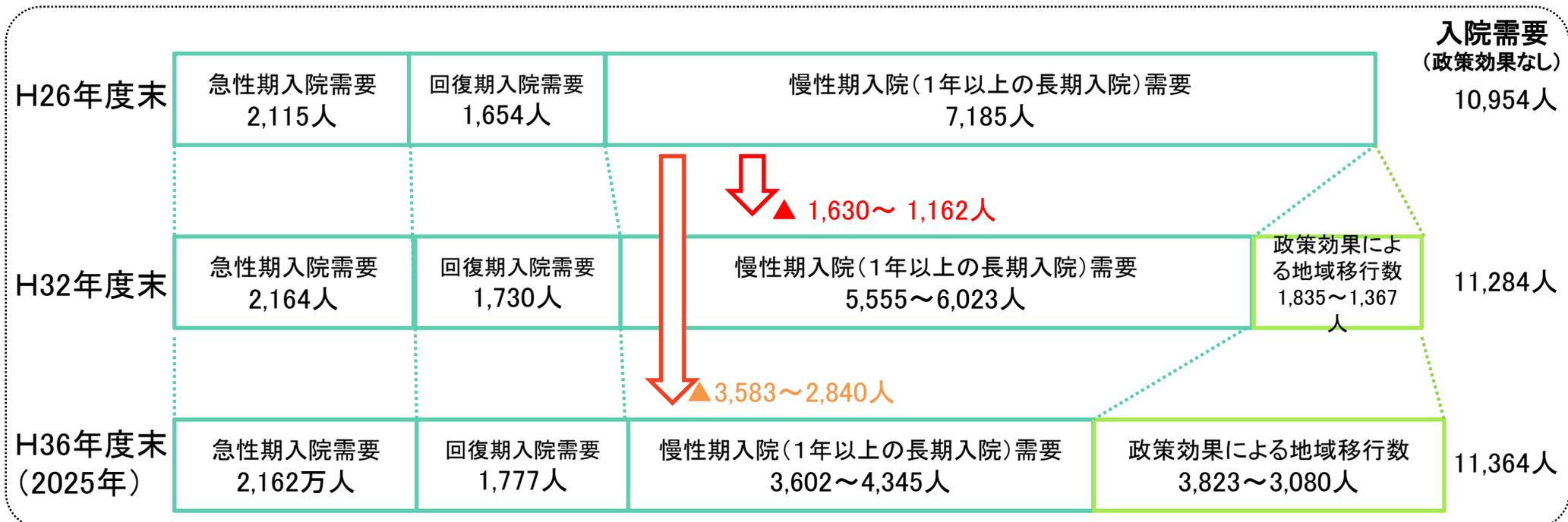
### 平成29年度の目標(案)

1. 各圏域における精神科病院と行政、地域援助事業者との連携体制のさらなる強化を図ることにより、長期入院精神障害者の地域移行を推進する
2. 地域移行支援、地域定着支援を推進するための地域毎の連携体制やピアサポーターの活用状況、活動の場(仕事量)の地域差解消を目指す

時期(月)	実施内容	担当
H29年7月(予定)	「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」実施圏域の選定	本庁、精神保健福祉センター、保健所
H29年7～8月頃(予定)	「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」委託契約締結、事業説明会実施  以降適宜事業調整	本庁、精神保健福祉センター、保健所 本庁
H30年2～3月頃(予定)	「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」振り返り会の実施	本庁、精神保健福祉センター、保健所

# 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた目標設定（兵庫県）

- 政策効果を見込まない将来の入院需要を推計し、①「地域移行を促す基盤整備」、②「治療抵抗性統合失調症治療薬の普及」、③「認知症施策の推進」による政策効果を差し引いて、入院需要の目標値を設定



平成36年度末(2025年)までの政策効果の見込みの内訳

政策	地域移行する長期入院患者数の見込み(政策効果)	人数
① 地域移行を促す基盤整備	継続的な入院治療を要する長期入院患者(認知症除く)以外(長期入院患者(認知症除く)の30~40%)	2,464~1,854人
② 治療抵抗性統合失調症治療薬の普及	継続的な入院治療を要する長期入院患者(認知症除く)の25~30%	1,117~1,061人
③ 認知症施策の推進	認知症による長期入院患者の13~19%	242~165人

合計 3,823~3,080人 9